

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の説明会【概要】

1 消費税とインボイス制度の概要

別添の資料（『「適格請求書等保存方式の概要」インボイス制度の理解のために』以下、「資料」という。）を参照してください。

2 具体的な説明

① インボイス有無による仕入税額控除額の差

インボイスを発行するためには、適格請求書発行事業者登録が必要です。

令和5年10月から登録を受けるためには、令和5年3月末までに登録申請を行う必要があります。（資料 P17、P18 参照。）

インボイスがなければ、基本的には仕入控除できませんが、令和5年10月から令和11年9月までの6年間は段階的に率による控除が出来る経過措置があります。（資料 P16 参照。）

別紙1は、現行制度と経過措置により納付しなければならない消費税を例示したものです。令和11年10月以降は、経過措置がなくなります。

② 仕入明細書等により対応する場合の留意事項

インボイスに代えて、買手が作成する「仕入明細書等」を保存することにより、仕入税額の控除を受ける事が出来ます。

「仕入明細書等」作成にあたっては、資料 P7 の例を参考としてください。インボイスに記載する事項とほぼ同じです。

しかし、留意することとして、「仕入明細書等」を作成する社の登録番号ではなく「課税仕入れの相手方の登録番号」を記載する必要があります。

また、「送付後一定期間内に連絡がない場合確認済とします」と記載することにより確認した旨の連絡がなくても確認が取れていることの証となりますので、この文言を記載することをお勧めします。

③ 免税事業者が売り手である場合の留意事項

免税事業者である社に、インボイス制度を契機に適格請求書発行事業者登録を強要したり、消費時相当額を値引きさせたり、取引条件を見直すなどの行為を行った場合、関係法令などで問題となる場合がありますので留意する必要があります。（資料 P23 参照。）

④ 共同企業体（JV）の留意事項

共同企業体（JV）がインボイスを発行するためには、JVの構成員全てがインボイス発行事業者であることが必要です。そして、「任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出書」を納税地の所管する税務署に提出する必要があります。

JV に関しての Q&A を抜粋したもの及び届出書の様式は、別添のとおりです。確認してください。

また、国税庁の HP でも Q&A や取扱通達を確認できますので、参照してください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>